

## 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

### 1 趣旨

平成 27 年 6 月に学校教育法等が改正され、一つの組織として、9 年間一貫した教育を行う「義務教育学校」が新たな校種として創設されました。

これに伴い、厚生労働省関係省令が改正（平成 28 年 2 月 3 日公布）され、省令を基に制定している関係条例の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正します。

### 2 改正する条例及び改正の概要

#### (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設、児童厚生施設）へ配置する職員の資格について、「小学校、中学校等の教諭となる資格を有する者」に「義務教育学校の教諭となる資格を有する者」を追加します。

#### (2) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

放課後児童健全育成事業所へ配置する職員の資格について、「小学校、中学校等の教諭となる資格を有する者」に「義務教育学校の教諭となる資格を有する者」を追加します。

#### (3) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

児童発達支援センターが相談を受ける対象施設に「義務教育学校（前期課程）」を追加します。

※各条例の改正内容については別紙のとおり

### 3 条例施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

### <参考> 義務教育学校の概要

項目	内容
修業年限	9 年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、 <u>前期課程（小学校相当）6 年と後期課程（中学校相当）3 年に区分</u> )
教育課程	9 年間の教育目標の設定、9 年間の系統性を確保した教育課程の編成 教育課程特例制度（※）に関する手続きの簡素化
組織	校長 1 名、副校長 3 名
免許	教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進)

#### ※教育課程特例制度

学校又は地域の特色を活かし、学習指導要領によらない特別の教育課程を編成できる制度。  
例えば、前期・後期課程間の指導内容の移行や、既存の教科等の組み換えなどにより、特色ある教育課程の編成が可能。

## 1 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

現行	改正案	備考
<p>(職員)</p> <p>第 52 条(第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 4 号まで省略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(第 6 号省略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第 58 条(第 1 項第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(第 10 号省略)</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第 104 条 (第 1 項 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p>(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1 年以上 児童自立支援事業に従事したもの又は 2 年以上教員としてその職務に従事したもの</p>	<p>(職員)</p> <p>第 52 条(第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 4 号まで省略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(第 6 号省略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第 58 条(第 1 項第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(第 10 号省略)</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第 104 条 (第 1 項 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p>(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1 年以上児童自立支援事業に従事したもの又は 2 年以上教員としてその職務に従事したもの</p>	<p>義務教育学校を追記</p> <p>義務教育学校を追記</p> <p>義務教育学校を追記</p>

## 2 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

現行	改正案	備考
<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (第 1 項、第 2 項及び第 3 項第 1 号から第 3 号まで省略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(第 5 号から第 9 号まで及び第 4 項から第 5 項まで省略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (第 1 項、第 2 項及び第 3 項第 1 号から第 3 号まで省略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(第 5 号から第 9 号まで及び第 4 項から第 5 項まで省略)</p>	<p>義務教育学校を追記</p>

## 3 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

現行	改正案	備考
<p>(地域との連携等)</p> <p>第 52 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。) は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在席する保育所、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に規定する、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うようつとめなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第 52 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。) は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在席する保育所、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に規定する、幼稚園、小学校 (<u>義務教育学校の前期課程を含む。</u>) 若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うようつとめなければならない。</p>	<p>義務教育学校の前期課程を追記</p>